

長崎市公告第 9 1 号

都市公園を設置するに当たり、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び長崎市都市公園条例（昭和 3 4 年長崎市条例第 2 7 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、公告の日から 2 週間（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 3 5 号）第 1 条第 1 項に定める休日を除く。）土木部土木総務課に備えて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

長崎市長 鈴 木 史 朗

都市公園名	位 置	区 域	供用開始の期日
土神堂前公園	館内町 64-1 番地	縦覧に供する関係図書 のとおり	公告の日